

広島湾さとうみネットワーク 規約

広島湾さとうみネットワーク 基本方針

本会の会員は、広島湾で活動する市民・NPO、民間企業、研究機関、漁業関係者等とし、国及び地方自治体は各々の役割分担に沿った支援を行うとともに、本会及び活動主体の取り組みと連携して活動することとする。

1. 広島湾の生物の生育・生産の場について、森・川・海の保全・創出に取り組む主体やその恵みを活用する主体を繋ぎ、生物多様性や水産資源の増大に資するノウハウの共有や意見交換を行う
2. 広島湾の親水空間について、利活用する多様な活動主体を繋ぎ、楽しみながら水辺環境向上の担い手確保・育成に資する
3. 多島美など水辺の美しい景観や自然や歴史・文化的資源について、保全及び利活用する活動主体を繋ぎ、広島湾の魅力向上に資する

本組織は1～3を基本方針とし、これら取り組みが効果的かつ円滑に実施できるようネットワーク化を図るとともに、広島湾再生推進会議へ提言または支援要請を行うこととし、具体的に取り組むを行う会員からなるプロジェクトチーム、実行委員会、または広島県西部湾灘協議会等の活動を通して、広島湾再生の担い手確保を目指すものとする。

(注)

広島湾の定義

広島湾とその流域・隣接海域

広島湾再生行動計画における「保全」、「再生」、「創出」、「創生」の定義

- 保全（良好な環境等が現存している場所において、その状態を積極的に維持すること。）
- 再生（良好な環境が損なわれた地域において、良好な環境等を取り戻すこと。）
- 創出（良好な環境等を新たに創り出すこと。）
- 創生（良好な環境等を取り戻し、更に新たに創り出すこと。創生は再生と創出の両方の定義を合わせたものである。なお里海づくりを行うことについて環境省も「里海創生」としているため、第二期計画では、里海づくりに関して同様に創生とする。）

広島湾さとうみネットワーク 規約

第1章 総則

第1条 本会の名称は「広島湾さとうみネットワーク（以下「ネットワーク」という）」とする。本会の設立に伴い、設立準備組織であった「広島湾さとうみ創生コミュニティ」は発展的に解消する。

第2章 目的及び活動

（目 的）

第2条 ネットワークは、「広島湾再生行動計画」の目標実現に向け、市民・NPO、民間企業、研究機関、国及び地方自治体、漁業関係者等が主体となっていく、広島湾の環境保全・再生または利活用に関する取り組みを推進することを目的とし、その目的の下に登録した会員並びに、「広島湾再生推進会議」及び多様な関係者の交流、連携を図るものとする。

（活動）

第3条 ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

（1）広島湾再生に係る課題とその解決のための取り組みやノウハウの共有を図り、意見交換を行う。

（2）広島湾再生行動計画（Ⅱ期）の目標実現に資するプロジェクトを提案、並びに会員の自主的なプロジェクトを促進する。

（3）（1）及び（2）を目的とした多様な主体の交流・連携を図るためのネットワークを構築する。

（4）総会を開催し、広島湾再生推進会議に提言並びに支援要請を行う。

（5）その他前条の目的を達成するために必要な事項を実施する。

第3章 会員

（会員の資格）

第4条 ネットワークの会員は、第2条の目的に賛同し事務局への登録により、その資格を得た個人又は団体とする。

（退 会）

2. ネットワークの指定する届出様式をもって、自著の記入による届け出により事務局が正式に受領した場合に退会を承認する。

（除 名）

第5条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、企画運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（1）企画運営委員会が別途定める「ネットワークの運営ルール」等に違反したとき。

（2）ネットワークの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

- (3) 第2条の目的を遂行するための要請を遵守しないとき。
2. 前項に関する企画運営委員会の議決については、総会に報告する。

(会員の心構え)

第6条 広島湾の再生に資する活動を実施するネットワークの趣旨に則り会員に以下を要請する。

- (1) 議論の円滑な進行への協力。
- (2) お互いの意見を尊重し、建設的な議論を心掛ける。
- (3) 時間的制約への配慮（簡単な資料、短いプレゼンなど）。
- (4) 会員同士による、将来に向けた発展的な協力関係の維持。
- (5) ネットワークの活動において、政治・宗教活動等を一切行わないこと。

(費用)

第7条 ネットワークは、広島湾の再生に意欲を持つ多様な者による自主的な参画を基本とするため、会議等への参加費用は自己負担とする。

第4章 組織の構成

(役員)

第8条 ネットワークには、別表1に掲げる役職員をもって構成する。

(議長)

第9条 議長は、広島湾再生推進会議で推薦し、総会において会員の承認による。

2. 議長に事故があるときは、議長が指名する者がその職務を代理する。

(監事)

第10条 監事は、中国地方整備局企画部技術企画官とする。

(職務)

第11条 議長は、総会を代表し、会務を統括する。

2. 監事は次に掲げる職務を行う。

- (1) 財産及び会計の状況を監査すること。
- (2) 財産並びに会計の状況について、不正を発見したときは、これを総会報告すること。
- (3) 前号の報告をするため必要が有るとき、総会及び企画運営委員会の招集を請求する。

(任期)

第12条 役員の任期は3年とする。但し再任を妨げない。

2. 役員に欠員が生じたときは、その後任の職にある者をもって充て、その任期は前任者の残期間とする。

(報 酬)

第13条 役員は無報酬とする。

第5章 総会

(種 別)

第14条 総会は、通常総会と臨時総会の2種とする。

(構 成)

第15条 総会は、会員をもって構成する。

(機 能)

第16条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 議長及び役員の選任
- (2) 議題の採択
- (3) 年間計画及び検討内容の採否
- (4) 広島湾再生推進会議への提案・支援要請

(開 催)

第17条 通常総会は、毎会計年度1回、議長が招集する。

2. 臨時総会は、次の各号のいずれか事項に該当するときに開催する。

- (1) 議長が必要と認めたとき。
- (2) 監事が必要と認めたとき。

(議決)

第18条 会員は、総会において各1票の表決権を有する。

2. 総会の議決は出席した会員の過半数をもって決するものとし、賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(表決権等)

第19条 各会員の表決権は、平等なものとする。

2. やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、他の会員または議長を代理人として表決を委任することができる。
3. 前項の規定により表決した会員は、前条第2項、次条第1項(2)の適用については、出席したものとみなす。
4. 総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第20条 議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員総数及び出席者数(表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 企画運営委員会及びプロジェクトチーム

(企画運営委員会の設置)

第21条 ネットワーク及び次条に定めるプロジェクトチーム(以下「プロジェクト」という)の運営に関する事項、並びにその他議長が必要と認める事項について検討を行うため、企画運営委員会を設ける。

(企画運営委員会の庶務)

- 2. 企画運営委員会では、ネットワークの運営要領として「ネットワークの運営ルール」を定めることができる。
- 3. 企画運営委員会は、総会に提出する議題、事業計画及び収支予算、事業報告及び収支決算、その他ネットワークの運営に関する重要事項について決定する。

(企画運営委員会の構成)

- 4. 企画運営委員会は、別紙の企画運営委員(学識・民間・行政)及び次条第3項により企画運営委員会が承認するプロジェクトの長(以下「PT長」という)で構成し、必要に応じて、会員の中から企画運営委員長が委員を委嘱できる。
- 5. 企画運営委員(学識)は、企画運営委員会において選任する。
- 6. 企画運営委員(民間)は、公募により選出し、企画運営委員会により選定する。
- 7. 企画運営委員(行政)は、別紙の各機関役職員で構成し、役職に就いた日より就任とする。

(企画運営委員長)

- 8. 企画運営委員長は、企画運営委員(学識)の中より、企画運営委員会の委員により推薦(自薦・他薦を問わず)し、委員会で承認とする。

(企画運営委員会の任期)

- 9. 委員の任期は3年とする。但し、再任を妨げない。

(プロジェクト)

第22条 ネットワークは、第3条の活動を具体的かつ効果的に実施するため、プロジェクトを設けることができる。

2. プロジェクトの設置及び審議する事項（以下「ミッション」という）は、会員が発議する企画書をもって行い、企画運営委員会において承認する。
3. P T長は、会員の中から申し出た者について、企画運営委員会が承認する。
4. プロジェクトは、会員の中でプロジェクトへの参加を希望する者から構成し、議長またはP T長が必要と認めた場合は、会員以外も参加できる。
5. プロジェクトが行う会議及びイベントの開催回数及び場所は、P T長が調整する。
6. プロジェクトの議事報告及び結論は、課題、問題点等もあわせてP T長がとりまとめ、総会及び企画運営委員会に報告する。
7. プロジェクトは、目標を達成、または期間を終了した段階等で、企画運営委員会の承認を得て、閉会・解散する。

（規約の改正）

第23条 本規約の改正及びネットワークの運営に関し必要な事項は、企画運営委員長が企画運営委員会に諮って定める。

第7章 財産及び会計

（財産の構成）

第24条 ネットワークの財産は、事業収入、雑収入、寄付金、協賛金、助成金及び物品をもって構成する。

（財産の管理）

第25条 ネットワークの財産は、事務局が管理する。

2. ネットワークが解散する場合に残余財産があるときは、その処分は総会の議決により定める。

（財産の支弁）

第26条 ネットワークの経費は、財産をもって支弁することが出来る。

（事業計画及び予算）

第27条 ネットワークの事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、事務局が作成し、毎年会計年度の企画運営委員会における議決を経るものとする。

（事業報告及び決算）

第28条 ネットワークの事業報告及び決算は、事務局が、毎年会計年度終了とともに事業に関する書類を作成し、企画運営委員会開催までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

2. 監事は、前項の書類を受理した時は、これを監査し、監査報告書を作成し、企画運営委員会に報告し、承認を受けなければならない。

(会計年度)

第29条 ネットワークの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計)

第30条 ネットワークの会計に細則を設ける。

第8章 事務局

(事務局の設置)

第31条 ネットワークの活動の円滑な運営を図るため、事務局を設置する。

2. 事務局は、公募により選定された団体および国土交通省中国地方整備局企画部広域計画課におく。

(事務局の庶務)

3. 事務局は、ネットワークの運営に係る以下の庶務を行う。

- (1) 会員の登録、情報管理
- (2) 会員への総会、企画運営委員会、ワークショップ等の会議の開催周知
- (3) 会議の開催に関する運営（会場確保、会場運営、議事録の作成）
- (4) ネットワークの運営に係る会計処理
- (5) その他、ネットワークの運営にあたり必要な事項

(書類等の管理)

4. 事務局には、常に以下に掲げる書類を備えておかなければならない。

- (1) 規約、運営要領、過去の総会議決事項
- (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- (3) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (4) その他必要な書類

(任期)

5. 事務局の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

(代行)

6. 事務局の機能に支障がある場合は、広島湾再生推進会議官民連携分科会に所属する行政機関において代行することが出来る。

第9章 情報公開

(情報公開)

第32条 総会、企画運営委員会及びプロジェクトの会議は原則非公開とするが、審議事項その他はウェブ等により公表する。

なお、審議結果の公表にあたっては、課題、問題点等も合わせて公表する。

第10章 その他

第33条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は企画運営委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和2年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年11月23日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年3月18日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月30日から施行する。

(別表 1)

役 職 員	人 数
議長	1 名
監事	1 名
企画運営委員	(別紙のとおり)

広島湾さとうみネットワーク役職員

(1) 議長

松田 治 (広島大学 名誉教授、広島湾再生推進会議アドバイザーボードメンバー)

(2) 監事

中国地方整備局 企画部 技術企画官

(3) 企画運営委員会

企画運営委員長

山本 民次 (広島大学 名誉教授、広島湾再生推進会議アドバイザーボードメンバー)

企画運営委員 (学識)

分野	地域	専 門	所 属	役 職 氏 名	備考
学識 ・ 有識		水産学	広島大学名誉教授	山本 民次	委員長 広島湾再生推進会議 アドバイザーボードメンバー
		海洋環境学	広島工業大学 客員教授	上嶋 英機	
		土木環境システム	山口大学大学院創成科学研究科 教授	関根 雅彦	
		環境平和学	呉工業高等専門学校 講師	小倉 亜紗美	

企画運営委員 (民間)

分野	地域	専 門	所 属	役 職 氏 名	備考
市民・ NPO、 民間企 業、研 究機 関、漁 業関係 者、等		環境保全	中国環境パートナーシップオフィス (EPOちゅうごく)	岩見 暢浩	公募により選出し 企画運営委員会 (学識・行政) により 選定
		地域づくり	(一社)広島湾地域資源ネットワーク	胡子 和子	
		教育	広島市立学校 教員	岡本 瑞穂	
		料理家	カワシマ興産株式会社	瀬川 恵理子	
		環境保全	瀬戸内コンサルティング株式会社	津森 正裕	
		漁業	大河漁業協同組合	中山 親	
		漁業	井口漁業協同組合	波田 輝明	
		環境保全	NPO法人錦川環境教育学会	守川 明夫	
		環境保全	NPO法人里海つくり研究会議	粕川 博康	

企画運営委員 (行政)

分野	地域	専 門	所 属	役 職	備考
行政	広島	生物等活用	広島県 農林水産局	水産課長	
		景観保全	広島県 土木建築局	港湾漁港整備課長	
		環境保全	広島県 環境県民局	環境保全課長	広島西部湾灘協議会運営者
	山口	生物等活用	山口県 農林水産部	水産振興課長	
		景観保全	山口県 土木建築部	港湾課長	
		環境保全	山口県 環境生活部	環境政策課長	
	国	広報・人材育成	中国地方整備局 企画部	技術企画官	監事

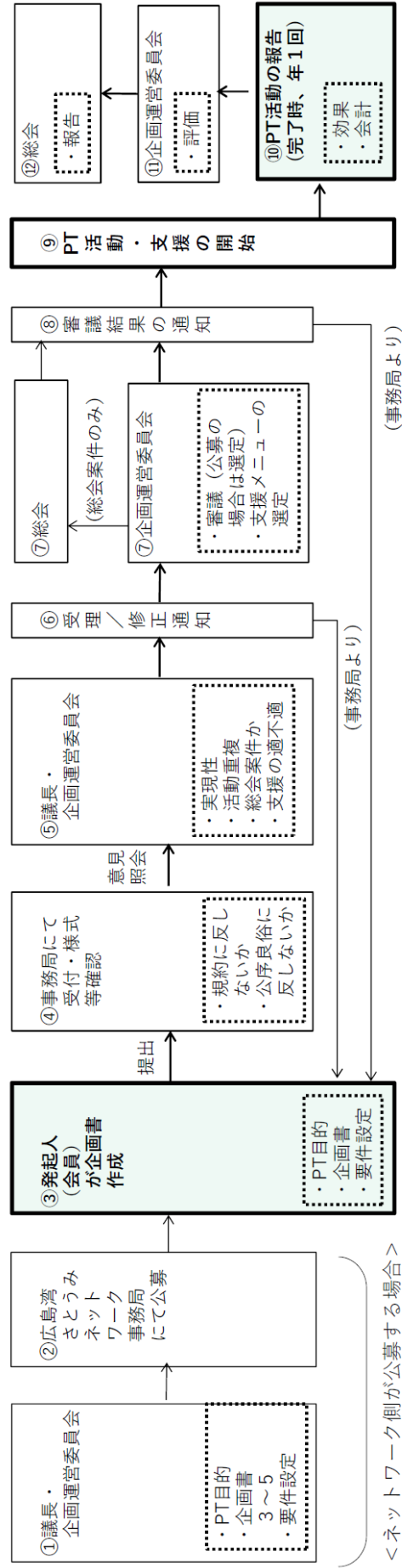
企画運営委員 (PT長)

分野	地域	専 門	所 属	役 職 氏 名	備考
PT長		海ゴミPT	NPO法人しまなみの心 代表理事	大江 浩之	企画運営委員会 (学識・民間・行政) によりプロジェクトと ともに承認
		山陽女学園PT	山陽女学園高等部 教諭	酒井 美由紀	
		干潟づくり +食と健康PT	復建調査設計株式会社	菅野 孝則	
		広島湾研修プログラム in 江田島	広島ベイネット	胡子 和子	
		広島湾ブルーカーボン 研究会	宇部高専 物質工学科 教授	杉本 憲司	

(4) 事務局

国土交通省 中国地方整備局 企画部 広域計画課
特定非営利活動法人 瀬戸内さとうみ楽会

運営要領 広島湾さとうみネットワーク内のプロジェクトチーム (PT) の設立・行動フロー



【本会の支援メニュー】

- 後援、協力（主催の場合は実行委員会形式）
- 活動フィールドの提供、○許認可等への助言、○水質等調査結果の提供、○関連計画・施策の出前講座、○各種助成の紹介・助言、
- 会議室の無償貸与、○プロジェクトの周知並びに協力・後援、主催、○表彰、○反社会的勢力の排除、政治・宗教活動の制限のチェック、
- 協力団体(河川・海岸・港湾)への登録または推薦、○会計監査、など

運営要領 企画書様式

作成日： 年 月 日

作成者：

氏 名	
連絡先	(電話番号)
	(メールアドレス)

企 画 書

※ 1～8は必須項目であり、必要があれば項目を追加して下さい

1. プロジェクト名

2. プロジェクトチーム

※ 氏名、団体会員は所属団体/所属部署/役職

3. 背景・現状と課題

4. 向上させる広島湾再生行動計画の目標・指標

個別目標：

指 標：
(行動/状態)

5. 目的と概要

6. 企画詳細

対 象：

必要なもの：

地 域：

資金計画：

プロジェクト：
遂行上の課題

効 果：

7. スケジュール

	2020												2021						
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月			
企画検討																			

8. 目標

9. その他

【提出先】提出はメールに企画書を添付にて送付、または企画書（紙）に記入後、FAXで送付ください。
 広島湾さとうみネットワーク事務局 宛
 MAIL： hwancom@cgr.mlit.go.jp
 FAX： 082-511-6359

(参考)

広島湾再生行動計画		計画期間：H29.3		～	R8.3		
評価指標（Ⅱ期）		目標値	計画策定時	H30仮評価	評価の見込み等		
目標①＝多様な生物を育む、恵み豊かな里海を創生する							
行動	汚水処理人口普及率	5%向上	83.9%	85.7%	1.8%	向上	
	下水道高度処理人口普及率	1%向上	18.4%	22.5%	4.1%	向上	◎
	合流式下水道の改善	4地区完成	1地区整備中	3地区整備中			
	森林の保全・整備面積	19千ha増	36.8千ha	39.0千ha	2.2千ha	向上	
	底質改善の実施面積	18ha	－	予備試験中			
	干潟・藻場等の浅場の保全・再生面積	30.9ha保全・再生	28.5ha保全・再生	30.3ha	1.8ha	増	
状態	水産動物の種苗放流事業の実施回数、放流量 購入放流（アユ、ウナギ、ヨシロイ、ヒメアザヒ、フナギス） 生産放流（モウソウアザヒ、ヨシロイ、ヒメアザヒ、フナギス、オニオコゼ、アサギ）	重点魚種の種苗生産量の増加	購入放流、生産放流 計70回	購入放流、生産放流 計71回	放流量増		
	漁場環境整備等の実施面積	350ha	－	278ha	278ha		
	赤潮の発生状況 （発生件数） （被害件数）	漁業被害を伴う赤潮発生がないこと	7件 1件	3件 0件			
	底層DO	夏季の底層DOの最低値が2mg/Lを下回らないこと	達成：16/21地点（76%）	達成：14/21地点（67%）	△ 9%		
	透明度	親水空間：夏季透明度の最低値が1mを下回らないこと 藻場：年間平均透明度4m以上を維持すること	達成：9/9地点 達成：3/3地点	達成：9/9地点 達成：3/3地点			
	かき生産量	維持	19,322トン	17,294トン	△ 2,028トン		
状態	浅場等に生息する生物の種類数・個体数	維持	24種類 1185個体	（未集計）			
	海面漁業漁獲量		2,259トン	（未集計）			
	浮魚（あじさば）底魚（ヒラメ、カレイ）底生生物（えびかに、たこ）貝（あさり）稚魚（わかめ）						
目標②＝人々が行き交う、賑わいと癒やしの水辺空間を創出する							
行動	親水空間、眺望点の整備、修復箇所数	1ヶ所	－	1ヶ所計画中			
	環境教育・普及啓発活動	現状以上	119回	124回	5回	増	
	水辺の賑わい施設の整備	4ヶ所	－	計画中1ヶ所整備中2ヶ所			
	親水空間や賑わい施設におけるイベント等の開催	現状以上	144回	185回	41回	増	
	市民・NPO等の自主的な活動	現状以上	16回	25回	9回	増	
	広島湾再生の取り組みに関する広報	現状以上	3回	8回	5回	増	
状態	代表的な親水施設や賑わい施設の利用者数	増加	668千人	876千人	208千人	増	
	広島湾再生行動計画ホームページへのアクセス数	増加	12千アクセス	14千アクセス	2千アクセス	増	
	環境教育・普及啓発活動の参加人数	増加	9,189人	8,534人	△ 655人		
	市民・NPO等の自主的な活動への参加人数	増加	400人	1,072人	672人		
状態	広島湾の保全・再生に関する住民意識	（アンケート）	水辺に行く60.7%、海岸ゴミ減10.9%、広島湾再生行動計画不認知81.5%	水辺に行く66.7%、海岸ゴミ減21.7%、広島湾再生行動計画不認知81.8%			
	目標③＝自然や歴史・文化的資源を活かし、水辺の美しい景観を保全する						
行動	市民連携による清掃活動等の実施	現状以上	（集計中）	（集計中）			
	自然保護活動等の実施 （回数） （参加人数）	現状以上	17回 315人	16回 259人	△ 1回 △ 56人		
	広島湾の自然・歴史・文化をPRするフォーラム・セミナー・イベント等 （回数） （参加人数）	現状以上	11回 623人	12回 259人	1回 △ 364人		
	エコツアー	現状以上	7回	（集計中）			
	ゴミ発生抑制のための啓発活動の実施 （回数） （参加人数）	現状以上	55回 3,033人	76回 2,431人	21回 △ 602人		
	状態	自然景観、歴史・文化的資源の保全状況	劣化することなく保全されていること	－	ミヤジマトンボ生息地が保全、宮島南岸・元宇品海岸等に崩壊なし		
エコツアー参加人数		増加	187人	（集計中）			
海岸漂着ごみ状況 （延長10m当たりゴミ量で12ランク分け）		減少	－	ポリ袋換算8袋以上：15/77地点（20%）	H30.7月豪雨災害の影響の可能性		